

(例規 99)

陸幕航第 124 号
50 . 3 . 10

改正 平成 6 年 3 月 28 日陸幕運第 181 号 平成 10 年 3 月 19 日陸幕航第 55 号
平成 21 年 1 月 26 日陸幕航第 13 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号
令和 2 年 2 月 28 日陸幕航第 32 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
航 空 学 校 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

航空救難消防の実施要領について (通達)

標記について、昭和 50 年 3 月 26 日以降下記により実施されたい。

記

1 方針

航空救難消防は、航空事故の発生に際し、迅速に人命を救助することを第一義とし、併せて火災による被害の局限に努める。

2 実施要領

- (1) 航空科部隊等の長は、「飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令」(昭和 33 年防衛庁訓令第 105 号) 第 18 条第 6 号の規定に基づき駐屯地司令の定めるところにより、飛行場運用期間中は、航空救難消防態勢を整え随時迅速に行動するものとする。
- (2) 方面総監は、方面航空隊本部と駐屯地を異にし、前号の航空救難消防を担当する方面航空隊の部隊へ当該駐屯地に保有する救難消防車 1 両につき 5 名の航空救難消防基幹要員を航空隊本部付隊消防要員から所属させるものとする。
- (3) 救難消防車 (消防被服を含む。) は、昭和 50 年 4 月 1 日以降駐屯地業務隊長等が管理するものとする。